

公告第1406号

基幹システム用機器等の賃貸借について、一般競争入札を行いますので、地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づき公告します。

令和2年1月15日

長崎県市町村職員共済組合
理事長 吉田 義徳

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品 別添仕様書（見積書）のとおり
- (2) 納入場所 長崎県長崎市興善町6番3号
長崎県市町村職員共済組合
- (3) 契約期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- (4) 契約保証金 免除する。
(地方公務員等共済組合法 運用方針施行規程第32条関係第2号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 長崎県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 長崎県又は長崎県内の市町において指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定が確定されたときを除く。）
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等は、本件入札に同時に参加していないこと。
- (7) 本業務の履行能力があること。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていないこと。

3 契約条項

契約書の作成を要する。

4 入札の日時及び場所

日時 令和2年2月4日(火)

午後1時30分

場所 長崎県長崎市興善町6番3号 長崎県市町村職員共済会館 第2会議室

5 入札保証金 免除する。

6 入札参加申請等

(1) 提出する書類

ア 入札参加申請書(様式第1号)

イ 長崎県知事が通知した資格審査結果通知書の写し

(2) 申請書類の入手方法

長崎県市町村職員共済組合のホームページ(<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>)からダウンロードすること。

(3) 提出期限

令和2年1月23日(木)17時00分までに提出すること。

郵送の場合は、書留(一般又は簡易)とし、1月23日(木)までの消印があるもののみ受け付けます。

(4) 提出先 長崎県長崎市興善町6番3号

長崎県市町村職員共済組合

(5) その他

ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格の決定及び通知方法

入札参加資格の審査結果については、令和2年1月29日(水)までに入札参加資格がない者について、理由を添えて否認の通知を行う。

なお、入札参加資格がある者への通知は行わない。

8 仕様書及び質疑応答

(1) 仕様書は、長崎県市町村職員共済組合のホームページ(<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>)からダウンロードすること。

(2) 仕様書等の質疑応答

仕様書等に関する質疑は、質問書(様式第2号)で行うこと。

ア 提出期限 令和2年1月28日(火)17時00分

イ 提出先 総務課へFAXにて提出すること。(095-824-9050)

ウ 回答期限 令和2年1月31日（金）までにFAXにて回答し、長崎県市町村職員共済組合のホームページへ随時掲載する。

9 入札の方法

- (1) 入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ。）は、入札書（様式第3号）を代表者の商号又は名称を記入した封筒に入れて入札箱に投函すること。
- (2) 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (4) 落札者の決定にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札回数は2回を限度とする。
- (6) 入札室に入室できる者は、各社1人までとする。
- (7) 入札は、1件につき1人1通に限る。
- (8) 受任者が入札する場合は、入札前に委任状（様式第4号）を提出しなければならない。
- (9) 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。
- (10) 別添「入札に係る留意事項」を遵守すること。

10 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変等やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者が1者のときは、入札を取り止める。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたとき。
- (4) 2人以上の者が入札を代理したとき。
- (5) 入札者が他の入札者の代理をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (7) 入札に際し、不正の行為があったと認められるとき。
- (8) 入札書に記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 入札金額が確認できない入札
- (11) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤の入札と認めた入札

(12) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札

12 入札の辞退

- (1) 事前に入札を辞退する場合は、入札前までに入札辞退届（様式第5号）をFAXにて送付すること。
- (2) 入札時に入札を辞退する場合は、入札書の入札金額を記入する欄に「辞退」と記入し投函すること。

13 落札者の決定方法

落札者は予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、別に定めるくじの方式により、落札者を決定する。

14 異議の申立て

入札をした者は、入札後、本件に関することについて異議を申し立てることはできない。

15 その他

- (1) 提出する申請書等に虚偽の記載をした場合、契約前であれば契約を締結しない場合がある。
また、契約後であれば契約を解除する場合がある。
- (2) 入札結果は当組合のホームページで公表する。

16 問い合わせ先

長崎市興善町6番3号
長崎県市町村職員共済組合 総務課
電話 095-827-3137 FAX 095-824-9050